

## 給与・報酬の源泉徴収に注意！

認定 NPO 法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク

平成 23 年の 12 月に、東日本大震災からの復興のために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布されました。これによって、所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際には、復興特別所得税を併せて徴収し、納付しなければならないことになりました。源泉徴収すべき復興特別所得税は、本来、源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額です。

給与からの源泉徴収税については、平成 25 年 1 月 1 日以降の給与の支払から、新しい税率による源泉徴収税額表に基づいて源泉徴収をすることになります。

一方、税理士などへの報酬や、講演料などの報酬を支払った場合には、従来は、支払金額の 10%を源泉徴収していましたが、平成 25 年の 1 月以降に発生する報酬については、10.21%を源泉徴収することになります。

### <ケース1>

今まで講演料を 1 万円支払う場合には、10%の源泉徴収をして 9,000 円を講師に支払い、1,000 円は税務署に納付をしていました。平成 25 年 1 月以降はどのように変わるのでしょうか？

1 万円×10.21%=1,021 円が源泉徴収されることになります。

従って、講演者には 8,979 円を支払い、1,021 円を税務署に納付することになります。源泉所得税に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てをします。

### <ケース2>

今まで、講師に 1 万円を支払う場合、講演料を 11,111 円と考え、1,111 円を税務署に支払っていました。今後も 1 万円を講師に支払うことは変えたくないのですが、その時にはどのように考えればいいのでしょうか？

10.21%を源泉徴収した後の金額が 1 万円になるようにする必要がありますので、講演料は、1 万円÷(100-10.21)%=11,137 円となり、11,137 円-10,000 円=1,137 円が税務署に納付する金額になります。

従って、このケースですと、復興特別所得税の分だけ講演料がアップすることになり、結果的に法人側が負担することになります。このケースでは、1,137 円(平成 25 年 1 月以降の源泉所得税) - 1,111 円(平成 24 年 12 月以前の源泉所得税) = 26 円が、法人側が負担する増加金額になります。

以上。

### <参考>

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/pdf/01.pdf>

復興特別所得税（源泉徴収関係）Q&A

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/pdf/02.pdf>